

平成 29 年度環境物品等の調達を推進を図るための方針

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、公表する。

I. 特定調達物品等の平成 29 年度における調達の目標

平成 29 年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成 29 年 2 月 7 日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすものをいう。以下同じ。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に定められた特定調達物品等の判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、会計に関する法令、規程等に従い、予算の適正な使用に留意し、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンタ用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
--	-------------------------------

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
--	-------------------------------

印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー ステープラー (汎用型以外) ステープラー針リムーバー 連射式クリップ (本体) 事務用修正具 (テープ) 事務用修正具 (液状) クラフトテープ 粘着テープ (布粘着) 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット (玉) マグネット (バー) テープカッター パンチ (手動) モルトケース (紙めくり用スポンジケース) 紙めくりクリーム 鉛筆削 (手動) OA クリーナー (ウェットタイプ) OA クリーナー (液タイプ) ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OA フィルター (枠あり) 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット	
---	--

<p>OHP フィルム</p> <p>絵筆</p> <p>絵の具</p> <p>墨汁</p> <p>のり（液状）（補充用を含む。）</p> <p>のり（澱粉のり）（補充用を含む。）</p> <p>のり（固形）</p> <p>のり（テープ）</p> <p>ファイル</p> <p>バインダー</p> <p>ファイリング用品</p> <p>アルバム</p> <p>つづりひも</p> <p>カードケース</p> <p>事務用封筒（紙製）</p> <p>窓付き封筒（紙製）</p> <p>けい紙</p> <p>起案用紙</p> <p>ノート</p> <p>パンチラベル</p> <p>タックラベル</p> <p>インデックス</p> <p>付箋紙</p> <p>付箋フィルム</p> <p>黒板拭き</p> <p>ホワイトボード用レーザー</p> <p>額縁</p> <p>ごみ箱</p> <p>リサイクルボックス</p> <p>缶・ボトルつぶし機（手動）</p> <p>名札（机上用）</p> <p>名札（衣服取付型・首下げ型）</p> <p>鍵かけ（フックを含む）</p> <p>チョーク</p> <p>グラウンド用白線</p> <p>梱包用バンド</p>	
---	--

3. オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

4. 画像機器等

コピー機等 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

5. 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

6. オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小型充電式電池	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

7. 移動電話

携帯電話 PHS スマートフォン	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------------------------	------------------------------

8. 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

9. エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達の予定はない。
-------------------------------------	-----------

10. 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達の予定はない。
--	-----------

11. 照明

蛍光灯照明器具 LED 照明器具 LED を光源とした内照式表示灯 蛍光ランプ (直管型: 大きさの区分 40 型蛍光ランプ) 電球形状のランプ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

12. 自動車等

自動車 ETC 対応車載器 カーナビゲーションシステム 乗車用タイヤ 2 サイクルエンジン油	調達の予定はない。
--	-----------

13. 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

14. 制服・作業服

制服 作業服 帽子 靴	調達の予定はない。
----------------------	-----------

15. インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	調達の予定はない。
--	-----------

16. 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

17. その他の繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達の予定はない。
---	-----------

18. 設備

太陽光発電システム 太陽熱利用システム 燃料電池	調達の予定はない。
--------------------------------	-----------

エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 節水機器 日射調整フィルム	
---	--

19. 災害備蓄用品

(毛布、テント) (作業手袋、ブルーシート及び一次電池) ペットボトル飲料水 缶詰 アルファ化米 保存パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

20. 公共工事（各品目名は省略）

調達の予定はない。

21. 役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達目標は100%とする。
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更生	調達の予定はない。
自動車整備	調達の予定はない。
庁舎管理 植栽管理 清掃 機密文書処理 害虫防除	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
輸配送	調達目標は100%とする。
旅客輸送	調達目標は100%とする。
蛍光灯機能提供業務	調達の予定はない。

庁舎等において営業を行う小売業務	調達の手定はない。
クリーニング	調達目標は 100%とする。
飲料自動販売機設置	調達目標は 100%とする。
引越輸送	調達目標は 100%とする。
会議運営	調達目標は 100%とする。

II. 特定調達物品等以外の平成 29 年度に調達を推進する環境物品及びその調達の目標

1. 特定調達物品等以外の環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める。
2. 画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等及び家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. グリーン購入物品の調達の推進を図るため、別紙のとおり、引き続き推進本部を設ける。
2. 本調達方針は全ての部署を対象とする。
3. 調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、ホームページで公表する。
4. 木材製品・紙製品については、違法伐採でない旨の合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林から産出された旨の持続可能性を証明した証明書を徴取するように努める。
5. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
6. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定められた特定調達物品等の判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品等の調達に努める。
7. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するように働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として基本方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
8. 事業者の選定に当たっては、その規模に応じて ISO14001 又は環境活動評価プ

プログラム等により環境管理を行っている者、又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するように努める。

9. 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつ、グリーン購入を推進する。

10. 本調達方針に基づく相談窓口は、財務管理部契約課とする。